

議第二百二十二号

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県食品衛生法施行条例（平成十二年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号口中「含む」を「含み、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く」に、「別表第二第一号イ」を「別表第二第一号イ(1)に改め、同号ハ中「もの」の下に「（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものを除く。）」を加え、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号へとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものにあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの規定は、適用しない。

別表第二第一号を次のように改める。

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。）にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができると貯水設備を有すること。

ロ 従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に

掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができ、機能を有すること。
- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設について、公衆衛生の見地から必要な基準を定めるため、この条例を定めようとする。